

**ぬまづ健康福祉プラザ個別施設計画策定業務委託
プロポーザル 参加要領**

1 目的

ぬまづ健康福祉プラザは、平成 19 年の供用開始から 18 年が経過し、建築、設備等の老朽化が進んでいるため、劣化状況を調査・整理する。これに伴い、効率的・効果的な修繕、維持管理の方針を構築することを目的とし、沼津市個別施設計画に基づく改修計画及び維持管理するための修繕計画を作成する。

2 業務概要

- (1) 業務委託名 ぬまづ健康福祉プラザ個別施設計画策定業務委託
- (2) 対 象 施 設 ぬまづ健康福祉プラザ
沼津市日の出町 1 番 15 号
- (3) 業 務 内 容 別紙「ぬまづ健康福祉プラザ個別施設計画策定業務委託公募仕様書」のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (5) 提案限度額 6,017,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 市民福祉部 福祉企画課 担当 山口、中島
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号
電 話 055-934-4824（直通）
F A X 055-934-2631
E-mail fukushi-ki@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後、契約締結までの間に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者

- (6) 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）において地方公共団体が
発注する類似業務の受託実績を有しない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

5 契約候補者選定スケジュール

内 容	期 間
募集開始	令和 7 年 4 月 30 日（水）ホームページに掲載
質問受付	令和 7 年 5 月 9 日（金）正午まで
質問の回答	令和 7 年 5 月 13 日（火）までにホームページに掲載
参加申込及び企画提案書等の提出	令和 7 年 5 月 30 日（金）17:00 まで（必着）
プロポーザル参加承認	令和 7 年 6 月 4 日（水）までに電子メールで
審査（書類選考）	令和 7 年 6 月中旬 予定
選考結果の通知	令和 7 年 6 月中旬 予定
契約締結	令和 7 年 6 月下旬 予定

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等に関する質問は、質問受付期間中に電子メール（様式任意）により提出する。

なお、質問の際は、送付件名を「【質問】ぬまづ健康福祉プラザ個別施設計画策定業務委託プロポーザルについて」とし、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は、「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

(2) 回答方法

本業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザル参加申込書の提出及び企画提案書の提出

本手続は、参加申込及び企画提案書等の書類を同時に提出するものである。

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 30 日（金）17:00 【必着】

(2) 提出方法

下記の書類を用意し、持参または郵送にて「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(3) ⑦⑧⑨⑩⑪は不要である。

また、持参による場合は、事前に「3 問い合わせ・書類提出先」へ連絡すること。
なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。
参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式

2) を提出すること。辞退しても、今後不利な扱いを受けることはない。

(3) 提出書類

①参加申込書兼誓約書 1部(様式1)

②会社概要(様式任意、パンフレット等でも可) 1部

③企画提案書 7部(様式自由)

④実施体制調書 7部(様式3)

⑤類似業務実績表 7部(様式4)

⑥見積書(押印不要) 1部(様式自由)

※見積金額は消費税及び地方消費税(10%)を含む額とし、契約上限額以下の金額とすること

⑦暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部(様式5)

⑧登記簿謄本等(申込日から3か月以内に発行されたもの。) 1部

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書
- ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書

⑨財務諸表 1部

- ・法人登記している事業者は、直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」
- ・個人事業者の場合は、直近事業年度の青色申告書又は確定申告書

⑩納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。) 各1部

ア 沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

イ 沼津市固定資産税納税証明書(最新のもの)

ウ 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

- ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
- ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

⑪使用印鑑届兼委任状(様式6)

参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。社印(角印)は任意だが、代表者印(丸印)の押印は必須とする。

また、参加申込から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。

※なお⑧、⑨、⑩については、写しの提出を可とする。

(4) 提出書類に関する注意事項

企画提案書の提出書類は、以下の点に注意して作成すること。

- ①提出書類のうち、③④⑤については、すべて自社名(ロゴマーク等を含む。)を入れないこと。(入っている場合は受け付けない)
- ②提出書類は、日本産業規格A4で作成する。A4以外のサイズを用いる場合は、A4サイズに折りたたむこと。

- ③企画提案書は、8 ページ以内で作成すること。
- ④企画提案書は、見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に記載し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ⑤本業務委託の目的を達成するため、契約上限額の範囲で、できうる限りの提案を示すこと。また、本件の受託者選定において、プロポーザルを採用する点にかんがみ、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- ⑥見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑦提出後の提案内容の修正は一切認めない。

8 提案する内容

別紙「ぬまづ健康福祉プラザ個別施設計画策定業務委託 公募仕様書」に示す業務について、別表「評価項目」を参考に、以下の項目の実施方法等の提案を行うこと。

- ① 劣化診断調査
- ② 劣化状況の整理
- ③ 改修及び修繕計画の策定

9 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず、プロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の 17 時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

10 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「ぬまづ健康福祉プラザ個別施設計画策定業務委託契約候補者選定委員会」において総合的な評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を契約候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が 60 点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

11 選考結果の通知

契約候補者選考後、すみやかに、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 見積額が「2 業務概要」に記載の提案限度額を超えている場合
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

13 契約

市は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「12 参加者の失格」の(1)～(5)のいずれかに該当したときは、契約を締結しない。なお、この場合は、次順位の者と協議するものとする。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認しておくこと。

(ホームページ>事業者のみなさんへ>入札情報・契約>建設工事関連業務以外の委託
>「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとする。登録のない者については契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、「7 (3) ⑦暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書、⑪使用印鑑届兼委任状」については、法人（本社）代表者実印の押印を必須とする。

17 参考資料

参考資料は下記のとおりである。

・ぬまづ健康福祉プラザ竣工図面

- 1 ぬまづ健康福祉プラザ建築主体工事設計図面①
- 2 ぬまづ健康福祉プラザ建築主体工事設計図面②
- 3 ぬまづ健康福祉プラザ建築主体工事設計図面③
- 4 ぬまづ健康福祉プラザ建築主体工事設計図面④
- 5 ぬまづ健康福祉プラザ電気設備工事竣工図面①
- 6 ぬまづ健康福祉プラザ電気設備工事竣工図面②
- 7 ぬまづ健康福祉プラザ電気設備工事竣工図面③
- 8 ぬまづ健康福祉プラザ電気設備工事竣工図面④
- 9 ぬまづ健康福祉プラザ空調設備工事竣工図面
- 10 ぬまづ健康福祉プラザ衛生設備工事竣工図面①
- 11 ぬまづ健康福祉プラザ衛生設備工事竣工図面②
- 12 ぬまづ健康福祉プラザ衛生設備工事竣工図面③
- 13 ぬまづ健康福祉プラザ衛生設備工事竣工図面④
- 14 ぬまづ健康福祉プラザ衛生設備工事竣工図面⑤

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/proposal/index.htm>

・沼津市公共施設マネジメント計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/gyozaisei/publicfacility/keikaku.htm>

別表 評価項目

項目番号		審査項目	補足説明	配点
1 提案内容に関する評価	(1)	劣化診断調査（調査方法・診断内容等）	劣化診断調査の一覧表の作成及び調査内容は具体的かつ詳細な項目となっており、実現性があるか。	20
	(2)	劣化状況の整理	劣化診断調査結果より、劣化状況の分析・評価・整理の方法について、具体的かつ詳細な項目となっており、実現性があるか。	30
	(3)	改修及び修繕計画の策定	改修及び修繕計画の作成方法について、具体的かつ詳細な項目となっており、実現性があるか。	20
2 業務遂行能力	(1)	業務実績	類似業務又はそれに準ずる業務実績は十分なものか。	5
	(2)	実施体制	配置予定者の専門性は十分か。また、業務経験豊富な担当者が配置されているか。事業を円滑に進められるような体制となっているか。	15
	(3)	工程計画	業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。	10
合計				100

※各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が 60 点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。